

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：30109
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2014～2016
課題番号：26450318
研究課題名(和文) 東アジアにおけるハラール認証の必要性に関する研究

研究課題名(英文) Necessity of Halal Certification in East Asia

研究代表者

発地 喜久治 (HOTCHI, kikuji)

酪農学園大学・農食環境学群・教授

研究者番号：40244842

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、先ず次のように東アジアにおけるハラール認証システムの実態把握に努めた。(1)日本では、イスラム圏からの観光訪日客への対応からハラールの認証制度が着目されるようになった。日本の独自性に考慮した認証制度の検証が必要である。そのため、東京都内のA社を対象としてローカルハラール認証を調査した。(2)中国のハラール(清真)食品の認証システムは、日本ではまったく知られていないので、実態調査に務めた。韓国では、ハラール認証の実態を明らかにするためソウル市内のハラール認証機関、ハラール食品販売店舗、モスク等を訪問調査した。以上の調査結果から、日本、中国、韓国で情報の共有が必要であることを論じた。

研究成果の概要(英文)：We studied about the next problems.
(1)Japanese effectivity of "local Halal".(2)Management at the Halal restaurant in Japan.(3) Investigation of a carnivorous processing company in Chinese Inner Mongolia.(4)Investigation of Korean Halal certification organization.
We inspected about the common characteristic of the halal certification system in East Asia.

研究分野：農業経済学

キーワード：ハラール認証 東アジア ハラール食品

1. 研究開始当初の背景

(1)東アジアのハラール認証については、イスラム圏の各国からの直接認証、マレーシア(JAKIM)の公認を得た国内認証機関からの認証、JAKIMとは関係のない国内独自の機関による認証、マレーシア政府と関係の深い団体が与える日本独自の簡略化されたローカルハラールの認証など複雑化している状況があった。基本的に、東アジア各国・地域(日本、中国、韓国、台湾)が、イスラム教徒を受け入れる際に問題となるハラール認証への対応は、個別的行なわれている。しかし、旅行者の受入れ等共通の課題も存在していると考えられる。

(2)日本政府観光局(JNTO)によると、2013年上半期(1月~6月)の訪日外客数は累計で495万5千人となり、過去最高であった2008年の上半期を61万8千人上回った。特に東南アジアの伸びが著しい。中でも、アジアハラール委員会を組織している4カ国のうち、シンガポール、マレーシア、インドネシアの3カ国が含まれており、このことが観光業振興のために日本国内でハラール認証を受けの必要性を高める理由になっている。

(3)東アジアの中では、多民族国家として、国内にイスラム教の文化圏を有する中国には、外国の旅行者の受入以外に、独自の状況がある。中国のハラール認証は、各省、都市ごとに管理条例が定められ、ハラール食品を申請する企業の所在する県(市、区)などの地方政府の民族事務所管部門(少数民族の事務を所管する部門)が地元のイスラム協会を通じて行なうこととされている。しかし、ハラール規格の内容や認証の要件等の詳細は明確にされていない。

2. 研究の目的

(1)この研究では、各国・地域内の認証機関と認証を受けた事業者を調査し、国内イスラム教徒への対応、イスラム教徒旅行者の受入れ、ハラール食品の開発などの諸課題を考察する。

(2)東アジア共通の課題と各国・地域ごとの課題を整理して考察を進める。国・地域ごとの課題では、日本では観光業(イスラム教徒旅行者の受入れ)、食品産業(ハラール食品の開発)、中国では少数民族問題(国内イスラム教徒への提供)、観光業、食品産業、韓国では外国人労働者対応(外国人労働者の受入れ)、観光業、台湾では少数民族問題、観光業、などがあり、それぞれの課題を明らかにする。

3. 研究の方法

(1)本研究は、平成26年度から平成28年度までの3ヵ年計画とする。初年度は、日本のハラール認証機関と認証を受けた事業者の調

査・分析を行う。また、ハラール認証に関する基本情報を得ることを目的とした予備的調査を中国で実施する。

(2)二年目は、中国のハラール認証機関と認証を受けた事業者の調査・分析を行うとともに、韓国、台湾についての情報を収集する。日本国内では、前年度の補足調査を実施する。

(3)三年目は、中国と韓国のハラール認証機関と認証を受けた事業者の調査・分析を行い、各国・地域の課題を明らかにし、さらに、総合的な分析として、ハラール認定における“東アジア共通基準(仮称)”の策定による相互協力の可能性を検証する。

4. 研究成果

(1)日本では、イスラム圏からの訪日客の受入に関しては、政府及び地方自治体、地域の観光協会等での対応が活発化していた。例えば、ムスリム向けの「おもてなしガイド」は、北海道、東京都、京都市、沖縄県で作成されていた。礼拝室を設ける空港やホテルなども増加して来ている。ただし、ハラール認証をレストラン、加工食品について取得する際には、非ムスリム文化圏としての困難があった。レストランについては、アルコールの全面排除が営業面から難しいこと、加工食品については製造ラインの非ハラール食品との完全分離が施設設計上難しいことが挙げられる。また両者に共通して、ムスリムの常時配置という条件のクリアが困難な課題としてあった。

(2)一方、非ムスリム文化圏である日本の現状に合わせてローカライズされた基準が、「ローカルハラール」としてA社より提案されており、本研究では現実的な選択肢として注目した。ローカルハラールとは、「世界的に最も通用度の高いマレーシアのハラール認証基準をベースに、日本の現状に合わせてローカライズしたもの」とA社では説明している。ローカルハラールの概要は次の通りである。先ず申請書類の提出を受けて、次の項目を審査する。会社の中でハラール委員2名以上を任命し、責任者を明確にする。本来はムスリム1名、いない場合は認証機関(MHC)が管理する。従事者全員にハラール教育を2時間受けることを義務付ける。「製品」の場合は、製造ラインが一本で(ハラール食品のみの生産ライン)、非ハラール製造ラインと独立していることが条件である。書類審査に早くて2週間かける。必要があれば、改善要求して、その後確認する。コーンスターチ、小麦だと早い。年1回の実地検査に行く。適時チェックリストを送ってもらう。管理料は規模に応じて15~60万円となる。認証有効期限は1年とし、2ヶ月前に契約終了の意思表示がなければ更新される。

(3)中国については、先ず国内のムスリム向けの食品の場合、条例等の法制度はあるが、

一般的にはハラール規格の内容や認証の要件等の詳細は公表されていない。

中国におけるハラール認証システムは、次のようになっている。清真食品証（ハラール認証マーク）の取得に際して、全国規模の工場が申請する場合は、中国イスラム協会が認証する。省区規模の工場は、省区イスラム協会が、地元の食品製造業や飲食店の場合は市イスラム協会がそれぞれ認証する。

内モンゴル自治区フフホト市での調査結果では、市レベルの飲食店がハラール食品経営許可証の取得を申請する場合の流れは、申請者 市民族委員会 市清真食品監督管理事務所となる。同管理事務所による調査のポイントは、清真食品証があるかどうか、原材料の仕入先が適正かどうか、抜き打ち調査でのハラール性の確認、となっていた。

(4)内モンゴル自治区のハラール牛肉加工会社 B 社にて、回族の経営主より牛肉干（ニューローカン、モンゴル風ビーフジャーキー）の生産販売の状況、ハラール認証の取得方法などについて調査した。会社の売り上げは年間 2 億円、経費 1 億 8 千万円、利益 2 千万円である。2003 年に敷地 131 ムーの土地を取得し工場を設立した。資金は 1 億円で、投資会社から借り入れた。と畜場は 2 千万円、工場施設に 2 千万円、管理棟と土地代で計 1 億円かかっている。社長の報酬は 20 万円、従業員は 4 万～5 万円の年収になる。ハラール食品の認証は、内モンゴル自治区イスラム協会に申請して、1 ヶ月で許可が出た。ムスリム（回族）からの申請なので、早く許可が出たと経営主は理解している。肉の管理、車で運搬などはムスリムが行なう。礼拝室も設置されている。なお、経営主の考え方は次のとおりである。“かつては国営会社で働いていたが、退職して工場経営を始めた。回族なので、昔は無かった清真食品を始めることにした。全国 2 千万人のイスラム教徒が食べるものを作るつもりだ。人民大会の料理は全部ハラール食品にしているらしい。ハラール食品は、安全・安心、ルールに厳しいのでムスリム以外でも皆安心する。”

(5) 中国の新疆ウイグル自治区の事例として、新疆自治区内にハラール食品専門のスーパーマーケットを展開している C 社を採り上げる。この会社は急速に業績を拡大していて、C 社の看板を掲げる小売店は新疆内に約 4,000 店あると経営者は説明している。フードコート併設して直営のハラールレストランも営業する。フードコートのある店はウルムチ市内に 15 店あり、ポロ（炒飯類）ラグマン（麺類）などの伝統料理をメニューにしている。自社開発食品として、1996 年に粉ミルクの補助栄養食品をハラール食品として開発したのが出発点になっている。現在はキャンディ、ビスケット、ケーキ、冷凍食品、を自社開発食品として置いている。マレーシア、トルコ

からの輸入品も置いている。A 社の経営者は日本の北海道で展開しているコンビニチェーンの店内で調理した食品を販売する方法に強い関心を持っていた。

(6)中国では少数民族問題として、国内イスラム教徒への安全・安心なハラール食品の提供が重要課題となっていた。この点は外国からのムスリムをスムーズに受け入れる観光業が柱となる日本の状況とは異なる課題である。今後の動向を注視したい。

(7)韓国のムスリムの状況については、統計数値は存在しないが、韓国ムスリム連合 Korea Muslim Fedelation (KMF) では、韓国人ムスリムが約 35,000 人、外国人ムスリムが 12 万人から 15 万人いると見積もっている。年間 50 万人のムスリムが旅行に訪れる中で、ハラールレストランはあるが、ハラールホテルはない状況である。韓国内にハラール認証機関は 5 団体あるが、確かな認証実績があるのは KMF だけである。KMF は、ソウル市内 13 カ所のレストランのハラール認証をしている。一方、認証を受けていない「セルフハラール」（自称ハラール）のレストランは、市内に 150 カ所ほどあると見られる。韓国料理、テンプルフード、ブッディストフード、ベジタリアンなどのハラールに近い料理を扱うレストランもあると KMF では説明している。今年から、ハラールフレンドリー、ムスリムフレンドリーの認証マークを作る計画も韓国内にある。なお、韓国内の労働力は不足しているため、KMF ではムスリムを含む外国人労働者の受け入れは増えると想定している。韓国では 2004 年から、単純労務分野への限定、3 年を限度に定住化を防止するなどの条件を付けて、外国人労働者を受け入れる“雇用許可制”を導入している。また、KMF 関係者は日本の関係機関とハラール認証の情報交換することも必要との認識を持っている。

(8)まとめとして、日本では非ムスリム文化圏としての独自基準を設ける考え方が現実的な選択になると考え、A 社の提案する「ローカルハラール」に注目した。中国では、国内のムスリムを対象とするハラール産業が展開していた。基本的には、外国のムスリム旅行者の受入ではなく、認証情報の公開などによる国内のムスリム向けの対策の確立が課題であることが明らかになった。韓国では、主としてソウルに在住するムスリム向けに「セルフハラール」のレストランと食料品店が存在していた。一方、海外からのムスリム旅行者向けの受け入れ体制は未整備であると見られる。台湾については、実態調査は本研究の残された課題となった。インターネット等による情報収集の限りでは、ハラール認証レストランが増加しており、旅行者の受け入れ体制は進んでいると見られる。東アジアにおいては、ハラール認証に関する共通基準策

定の動きはまだないが、各国、地域とも手探りの状況が続いており、少なくとも情報交換と経験交流は必要であろう。その積み重ねの中から、共通課題が明確になっていくものと考ええる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1件)

発地 喜久治 他、酪農学園大学エクステンションセンター、農業と農村の持続的展開、2017、105

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

発地 喜久治 (HOTCHI, Kikuji)
酪農学園大学・農食環境学群・教授
研究者番号：40244842

(2) 研究分担者

尾碕 亨 (OZAKI, Toru)
酪農学園大学・農食環境学群・教授
研究者番号：0275486

樋元 惇一 (HIMOTO, Junichi)
酪農学園大学・農食環境学群・教授
研究者番号：70275486

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()